

審査基準及び標準処理期間

令和5年4月1日作成

法令等名	道路交通法
根拠条項	第75条の12第1項
処分の概要	特定自動運行の許可
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法第75条の12第2項及び第3項（特定自動運行の許可）、第75条の13（特定自動運行の許可基準等）、第75条の14（欠格事由） 道路交通法施行規則第9条の20（特定自動運行の許可の申請書の様式等）、第9条の21（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の22（意見聴取）
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	45日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	交通部交通総務課企画第七係
問い合わせ先	交通部交通総務課企画第七係 電話06-6943-1234 内線50263
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。